

住民監査請求
監査結果報告書

平成24年 6月29日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(平成24年5月10日付け請求分)

伏見堂・横山・嬉地区第二期富田林市浄化槽整備推進事業

目 次

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	監査請求書の提出	P 1
3	請求の内容	P 1
3 - 1	請求の要旨	P 1
3 - 2	事実証明書 of 要旨	P 2
4	請求の受理	P 5
第2	監査の実施	P 7
1	監査対象事項	P 7
2	請求人の陳述	P 7
3	監査対象部局の陳述及び事情聴取	P 8
3 - 1	監査対象部局の調査の要旨	P 8
第3	監査の結果	P 12
1	事実関係	P 12
2	判断	P 15

第 1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

〔1〕請求人

住所（住所・氏名は省略）

氏名

住所

氏名

住所

氏名

〔2〕富田林市職員措置請求書の提出

平成 24 年 5 月 10 日

〔3〕請求の内容

1. 請求の要旨

(1) 富田林市長（以下「市長」という。）は、平成 24 年 2 月頃、富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例第 3 条第 1 項に基づき、伏見堂・横山・嬉地区（以下「本件地区」という。）を合併処理浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域として定めることを決定（以下「本件処分」という。）するとともに、その旨記載された「新富田林市生活排水対策基本計画（第 2 次改訂）」を策定、公表した。

(2) 市長は、同年 3 月 1 日、本件処分を受けて、本件地区及び通法寺地区を第二期富田林市浄化槽整備推進事業（以下「本件事業」という。）の対象区域として、平成 35 年 3 月までに概ね 325 基の合併処理浄化槽を設置することを内容とする「第二期富田林市浄化槽整備推進事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表するとともに、同年 4 月 16 日、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき、本件事業を特定事業として選定した。

実施方針によれば、市長は、平成 24 年 5 月中旬に PFI 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「PFI 事業者」という。）の募集要項等の公表を行い、同年 7 月中旬頃に事業予定者等の選定を行う予定である。また、PFI 事業者を選定した後、市長は、PFI 事業者との間で、同年 7 月下旬に基本協定を、同年 8 月中旬に事業仮契約を、同年 9 月に事業締結をそれぞれ締結する予定であり、これらの契約がそれぞれ締結されること及び PFI 事業者に対し相当額の公金が支出されることは、相当の確実さをもって予測される。

また、市長による本件処分からこれまでの間、既に、本件地区において、第二期富田林市浄化槽整備推進事業を PFI 方式で事業開始するための法手続に係る資料等の作成や事業者選定審査委員会の開催準備等に伴う経費として、相当程度の公金が支出されている。

(3) しかし、上記各契約及び公金支出の基礎となった市長による本件処分は、法令による浄化槽市町村整備推進事業の要件を満たさないものであるとともに、行政裁量を逸脱ないし著しく濫用したものであり、地方自治法第 2 条第 14 項、第 16 項及び同条第 17 項に照らし、違法・無効な決定である。

また、本件処分は、何ら合理的な理由がないにもかかわらず、本件地区住民を他の地区

住民との関係で、不当に差別的かつ不利益な取り扱いを行うものであって、憲法第 14 条に違反する決定である。

公金支出及び契約締結等の財務会計行為が違法となるのは、単にその財務会計行為自体が違憲ないし違法な場合だけではなく、その財務会計行為の原因となる行為が憲法ないし法令に違反し許されない場合の当該財務会計行為もまた、違法となることは明らかである（最高裁大法廷昭和 52 年 7 月 13 日判決、最高裁第 1 小法廷昭和 60 年 9 月 12 日判決等参照）。

したがって、以上のような違憲・違法な本件処分を基礎とする第二期本件事業に関する公金支出及び契約締結等は、すべて違法なものであることが明らかであって、市長がこのような契約を締結し、公金を支出することは到底許容されない。

(4) よって、請求人らは、本住民監査請求手続において、市長に対し、以下の勧告を行う措置がとられるよう請求するものである。

富田林市長多田利喜は、第二期本件事業の実施に関し、公金を支出し、契約を締結し若しくは履行し、債務その他の義務を負担して公費を支出し、又は地方債の起債手続をとってはならない。

富田林市長多田利喜は、富田林市に対し、本件地区を対象とする第二期本件事業の実施に関して富田林市が既に支出した公金相当額の金員を支払え。

2. 事実証明書の要旨

【A】合併処理浄化槽及び浄化槽事業

浄化槽とは一般的に合併処理浄化槽を指すが、近年、公共下水道等の污水处理施設に比べて遜色のない水準まで技術的に進歩したと評価される一方で、有機物汚染の処理後の水質は、下水道の方がはるかに安定的で良好であり、特に浄化槽の管理が十分でない場合には、病原菌細菌等が身近な環境に排出されることとなり、公衆衛生面の課題を残すという評価もなされている。

環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業における対象区域は、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第 3 の「生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域」で、具体的にはその(1)ア・(コ)である『浄化槽による污水处理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域』等に該当する地域である。この(コ)の地域に関しては、「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取り扱い」において、「污水处理施設の効率的な整備の推進について(平成 12 年 10 月 11 日厚生省等 3 省連名通知)」を参考に、1 年あたりに換算した建設費、維持管理費について、浄化槽と集合処理との比較により浄化槽によることが経済的・効率的であると認められる地域としている。

【B】本件処分に至る経緯

【B-1】当初計画では本件地区は対象外区域

平成 17 年、市は新富田林市生活排水対策基本計画に基づき、東条地区及び彼方地区の一部を対象区域とした第一期本件事業を実施することを決定した。この時点で本件地区は公共下水道による整備を基本としたが、その後、第一期本件事業の実施と並行して、本件地区を第二期本件事業の対象区域の候補とした。

【B-2】市長による住民総意の賛同に関する発言

平成 19 年 12 月 10 日市議会において、市長は、伏見堂・横山・嬉地区の P F I 手法による市設置型浄化槽整備事業導入について、『・・・まず地元の方々のご意見をお伺いし、その結果、地元の方々の総意として浄化槽事業に賛同していただけるのでありますれば、導入に向けての総合的な検討に入りたい。』旨答弁した。

【B-3】住民への説明・アンケート調査の結果

平成 20 年 2 月、市は本件地区へのアンケート調査に先立ち、伏見堂住民に対し市説明会を実施し、市職員からは、公共下水道による整備を選択するか、浄化槽による整備を選択するか決めてほしい旨を伝えられた。その後、伏見堂町会は公共下水道による整備を選択した旨を文書で市長に提出した。

同年 5 月以降、伏見堂町会以外にアンケート調査を実施したが、最終的な回答率は 46.9% にしかならず、浄化槽による整備に賛意を表明した住民は、回答者の 47.7%（住民全体での 22.37%）に過ぎず、住民の総意による賛同は到底得られる状況ではない。

【B-4】本件地区を対象区域とする計画素案の公表とその後の協議

平成 21 年 5 月、市は、本件地区住民の総意による賛同が得られなかったにもかかわらず、本件地区を第二期本件事業の対象区域とする新富田林市生活排水対策基本計画（第一次改訂）の素案を公表した。本件地区住民は、市の極めて一方的かつ強引な方針に驚愕し、市に対する強い不信感を募らせた。

平成 21 年 11 月以降、本件地区 7 町会で組織する『彼方上地区まちづくり協議会』として、その後も市と協議を継続したが、本件地区住民の意見と市との意見は平行線のままで、平成 23 年 1 月以降は、協議会の実施も打ち切れ再開されることもなかった。

【B-5】市長による住民説明会と対象区域の決定

平成 23 年 11 月 3 日、突然本件地区住民に対し、市長による説明会が開催され、『選挙公約である生活排水処理 100%の早期達成を実現するために本件地区に導入する』旨表明し、強硬に地元住民に押しつけるもので、多数の質問等にも真摯に応えなかった。

平成 24 年 2 月、同基本計画（第二次改訂）を策定し、市長は本件地区を合併処理浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域と定め公示した。

平成 24 年 3 月 1 日、第二期本件事業に関する実施方針（以下「実施方針」という）を公表し、事業完了時期については平成 35 年 3 月と定めた。

【C】本件処分の違法性・違憲性

【C-1】実施要綱の要件に該当しない決定の違法性

本件地区は、環境省の実施要綱の第 3(1)事業の対象となる地域ア(コ)である『浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域』に該当せず、また事業の要件も満たさず、本件処分は地方自治法第 2 条第 16 項に違反し、本件処分は同条第 17 項の規定により無効であることは明らかである。

【C-2】コスト比較の算定方法の違法性

判断の基準とした新富田林市生活排水対策基本計画（第二次改訂）における公共下水道と浄化槽のコスト比較は、本件地区が浄化槽による場合の方がコスト的に有利であるかのように装うため、国や大阪府（国土交通省の都道府県構想策定マニュアルや大阪府域版コスト計

算モデルなど)の算定基準を無視して、以下のような独自の不当な算定方法に基づいたものである。したがってこのようなコスト比較は、それ自体、極めて恣意的、作為的なものであるばかりか、違法ないし著しく不当なものである。

- ・ 公共下水道の算定において、新たに流域管渠が建設される予定がない流域管渠建設費を計上すること(大井処理区の流域管渠全線にかかる平成22年度末の計画達成率は100%である。)また、本件地区にのみにマンホールポンプ費用を計上し、しかも1基あたり年間50万円とすること。
- ・ 浄化槽の算定においてのみ、5年間で10%という極めて高い人口減少率を用いている。また、コスト比較後さらに、市総合計画による農業・緑地ゾーン要因など将来の人口動向を考慮していること。(本件地区の3年間の人口増減率はマイナス1.5%、世帯増減率はプラス1.0%である。)
- ・ 浄化槽の算定において、条例により設置者本人負担となっていることをもって浄化槽ブローアの電気代を計上しないこと。また、浄化槽の汚泥処理費が一般会計による支出であるとして計上しないこと。

以上の指摘項目を適正に算定すれば、公共下水道と浄化槽の年間コストがそれぞれ、32,200千円と47,909千円(市算定はそれぞれ37,743千円と37,482千円)となり、拮抗しているどころか、公共下水道による方が浄化槽よりコスト的に圧倒的に有利である。

以上のように違法ないし著しく不当なコスト比較に基づく市長の本件処分は、法令に違反し、地方自治法第2条第17項の規定により無効である。

【C-3】原則公共下水道に立脚しない判断基準の違法性

法令上は、公共下水道による生活排水処理が基本であり、浄化槽はあくまでも下水道整備が不可能ないし困難な場合等の補完的・暫定的な処理と位置づけされているにもかかわらず、不当な算定ではあるがコスト的に拮抗しかつ人口も世帯数もほぼ現状維持である本件地区を浄化槽整備の対象区域として、公共下水道の整備の途を将来にわたって断絶することや、相当な歳月を見込んで一方で生活排水対策の早期実現を挙げるといふ欺瞞に満ちた市の説明や考え方は、法令上の原則的な考え方に違反ないし著しく不当であり、地方自治法第2条第17項の規定により無効である。

【C-4】住民等の協力が得られない中の行政裁量を著しく逸脱・濫用する違法性

上記【C-1】～【C-3】のとおり、本件地区を本件事業の対象区域とする結論ありきで、コスト算定方法や判断基準等を違法ないし著しく不当に変更し、僅差ながら浄化槽の方がコスト的に有利であるかのような結果を導き出すための理由ばかりで、全くこじつけられた後付けのものである。

また、【B-2】のとおり、住民の総意による賛同が条件となる旨明言していたにもかかわらず、【B-3】～【B-5】のとおり、同意が得られないと判明するや同意が一切不要であるかの欺罔的な説明をし、住民の意向に全く聞く耳を持たない姿勢で高圧的態度すらとった。

このように、実施要綱において『設置後の浄化槽又は変則浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること』とし、『住民等の協力体制』すなわち住民の総意による賛同が事業実施の絶対的な事業要件としているにもかかわらず、その不合理さ故に本件地区住民は一貫して反対して理解や協力が得られず、また本件地区の水利組合も反対し浄化槽処理水の放流先の確保の目処も一切立っていない中で、本件処分を強行す

ることで本件地区住民を屈服させる行為自体、行政裁量を著しく逸脱ないし濫用した違法なものであることは明らかである。

【C-5】浄化槽整備による不利益な取り扱いによる違憲性

本件地区が本件事業の対象区域と定められることは、将来的にも公共下水道による整備の途が絶たれることを意味する。

各家庭における日常的な浄化槽の相当程度の維持管理に関する負担や使用洗剤等の制約が発生する。また、使用状況等に影響されやすい処理水がそのまま放流されることで、万一、浄化槽の設置や維持管理が不十分・不適切な場合には、直接当該地域の住民生活そのものが脅かされる恐れすらある。

このように公共下水道による生活排水処理の恩恵を受ける他の地区住民との関係で、不利益な取り扱いとなり、本件処分は法の下での平等を定めた憲法第 14 条に抵触することも明らかである。

また、本件処分は公の施設の利用に関する差別的取扱いを禁じた地方自治法第 244 条第 3 項にも違反する。

【D】本件処分の重大な違法性・違憲性

以上のとおり、市長による本件処分は、いずれも法令の要件を満たさない違法なもので、行政裁量を著しく逸脱ないし濫用したもので、これを正当化すべき合理的な理由は全く見出すことができない。したがって、市長による本件処分は、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 16 項に反する無効な処分であるとともに、憲法第 14 条及び地方自治法第 244 条第 3 項にも反する違憲・違法な処分であることは明らかである。

そして、このような違憲・違法な処分を基礎とする本件財務会計行為もまた、違法な財務会計行為であることは明らかである。

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、住民監査請求書記載の勧告の措置を請求する。また、このまま第二期本件事業が継続した場合には回復困難なことが生じる恐れがあり、同法第 242 条第 3 項に基づき、本件の監査結果がなされるまでの間、第二期本件事業に関する一切の財務会計行為の停止措置を請求する。

3. 証拠説明書

別紙資料 1 参照

〔4〕請求の受理

(1) 請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定において住民監査請求を行なうことが出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有していると考ええる。

(2) 請求の対象職員等

法第 242 条第 1 項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は富田林市長に対し措置を請求している。

(3) 請求期間について

法第 242 条第 2 項の規定により、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年以内とされており、請求人が本件処分と主張する「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例第 3 条第 1 項に基づき、本件地区を合併処理浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域として定めることを決定したこと」(以下「本件決定」という。)に係る公金の支出は、後述のとおり平成 24 年 2 月 28 日以降であることが確認され期間内の請求と認められる。

(4) 監査請求内容について

請求内容は、「本件決定は、法令による浄化槽市町村整備推進事業の要件を満たさないもので、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 16 項に違反し同条第 17 項により本件決定は無効であるだけでなく、本件決定において、行政裁量を逸脱ないし著しく濫用したもので憲法第 14 条(法の下での平等)及び地方自治法第 244 条第 3 項に違反するものである。よって、本件請求は、本件決定に係るこれまでの公金の支出の返還及び違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結若しくは履行の差し止め、及び本件の監査結果がなされるまでの間本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を求めたものである。」としており、財務会計上の公金の支出に係る請求である。

(5) 要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求は法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 24 年 5 月 18 日にこれを受理した。

第2 監査の実施

〔1〕 監査対象事項

住民監査請求は、法第242条第1項において「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実について当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されており、原則、対象となるのは違法・不当な財務会計行為そのものについてである。

しかし、本件請求は、第二期本件事業そのものに違法・不当な点があり、これらに要した費用及び今後発生するであろうと予測される支出が違法・不当な公金の支出に該当するとしてその返還及び差し止めの監査請求をしている。

すなわち、財務会計行為とその原因となる行為（以下「原因行為」という。）の関係を判じている判例（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決等）に基づき、財務会計行為の前提又は原因行為（非財務会計行為）の違法性・不当性についての違法性の承継を主張していることから、本件決定にかかる財務会計行為である第二期本件事業のPFI事業者選定委員会にかかる委員報酬及び費用弁償等、並びに原因行為についても監査対象とした。

〔2〕 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成24年5月29日に陳述の機会を与えた。請求人の陳述は、提出があった措置請求書の主旨とほぼ同主旨の内容であったが、補足として次の陳述があった。

- (1) 本件処分は、それが法第2条第14項及び同条第16項に反するものであるとともに、憲法第14条及び法第244条第3項にも反する違憲・違法な処分であることは明らかである。
- (2) 本件地区の現状は、現在も、町会内の至る所に「市は差別行政をやめよ。浄化槽断固反対。公共下水道の実現」と記載された幟が掲示されている。

また、町会内のほぼ全ての家屋には、「私達は、強引に浄化槽整備推進事業を進めようとする富田林市長、多田利喜の政策には断固反対です。この件に関して、説明や浄化槽の勧誘等は一切お断りします。」等と記載されたステッカーが掲示されている。このように本件地区住民の反応は、これまで本件処分の不当さや不合理さに照らせば、当然のことであり、上記の状況については今後も解消される見込みはない。

- (3) 本件請求とともに、法第242条第3項に基づき、市長に対し、本件の監査結果がなされるまでの間、第二期本件事業に関する入札手続を含む一切の財務会計行為を停止することを勧告する措置がとられることを請求する。
- (4) 市設置型浄化槽の汚泥処理費は、これを処理する資源再生センターの環境衛生事業として一般会計より支出されているが、これではし尿汚泥処理の環境衛生事業が収束出来ず、資源再生センターの運転維持費の負担が掛かるばかりで、公共下水道受益者にとって二重

負担となるなど会計処理が不適切である。市設置型浄化槽の汚泥処理を水みらいセンターで行い、下水道特別会計で費用支出すれば全部解決する。

〔3〕 監査対象部局の陳述および事情聴取

本件について、上下水道部下水道管理課を監査対象とし、市長に対しての措置請求に係る意見書の提出を求めるとともに、平成 24 年 5 月 29 日に上下水道部長及び下水道管理課長、担当職員より陳述を聴取した。

(1) 監査対象部局の調査の要旨

1. 事実証明書の要旨中「【B】本件処分に至る経緯」に関する意見

【B-5】中、第二期本件事業の決定に関しては、市長は平成 24 年 1 月 27 日伏見堂、横山、嬉の全部について、富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例（以下「条例」という）第 3 条第 1 項の規定より、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域を定め、同条第 2 項の規定により公示した。また、同年 3 月 1 日、上記事業に関する実施方針を P F I 法第 5 条第 1 項の規定より公表し、当該実施方針に関する意見受付をした後、同年 4 月 16 日に同法第 6 条の規定により、第二期本件事業を特定事業と選定した。その他【B-1】～【B-5】の詳細については、以下の関係箇所にそれぞれ記載のとおりである。

2. 事実証明書の要旨中「【C】本件処分の違法性・違憲性」に関する意見

1) 「【C-1】実施要綱の要件に該当しない決定の違法性」について

本件事業の採択要件は、請求人が主張する(コ)ではなく、実施要綱第 3(1)ア(ウ)「水質汚濁防止法第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域」である。本市は、公共下水道の認可区域を除き、水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域で、かつ本市は汚水衛生処理率が 85%に満たしておらず環境大臣が適当と認める地域となり採択要件を満たすものである。第二期本件事業については(サ)の「既に事業を実施している地域」に該当する。

本市事業は何ら法令に違反するものではなく、その解釈についても正当なものである。なお「要綱」は行政指導の指針等を定めたもので法令ではない。

2) 「【C-2】コスト比較の算定方法の違法性」について

都道府県構想策定マニュアルや大阪府域版コスト計算モデルにおいても、市町村が独自の基本緒元値を用いるなど独自の計算手法を容認する旨など、自治体独自の実績に基づくことを推奨している。本市は先進的に P F I 手法により目標達成した唯一の自治体で既に十分な事業実績があり、地域の実情に応じた数値や条件設定を行うことは容認されており、本市計算は国・府のマニュアルとは若干違うが、国・府に承認を受けており問題はない。

- ・ 公共下水道のコスト算定について、本件地区にかかる流域管渠の計画達成率は現在 97.7%である。また、本件地区は地形要因により他地区に比べマンホールポンプを飛び抜けて多数必要とし、本市におけるマンホールポンプの維持管理費用実績が 1 基平均 50 万円を上回っていたことから 50 万円とした。
- ・ 浄化槽の算定において、2006 年及び 2008 年における各地区の人口集計より 1 ケ年平均が凡そ 2%(1.62%)となり 5 年間で 10%とした。浄化槽事業においてはその整備量が人口と連

動する家屋数に比例する一方で、公共下水道事業の管渠等の整備量は家屋数ではなく最上流となる家屋の位置に支配されるものであることから浄化槽の算定にのみ考慮した。なお、市の総合計画との整合を図ることは当然のことである。

- ・浄化槽のプロア電気代については、条例の定めにより個人負担の経費であるため事業費用から除いたもので、浄化槽の汚泥処理費用についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に基づき一般廃棄物とされ、市町村が処理する経費であるため事業費用から除いたもので、何等不適切なものではない。また、下水道事業、浄化槽事業とも、本来は受益者負担により税に頼らない独立会計により運営することが原則とされるが、法令により行政負担（税）とする経費と受益者である利用者による負担（使用料等）とする経費を、明確に区別すべきである。

なお、請求人指摘の算定方法については一つの考え方であるが、コスト計算モデル自体が工事発注時のような厳密な積算を求めているものではなく、国や自治体としても水質改善は重要であるが単純にコストだけでは決められないものと考えている。

以上のように、コスト比較はあくまで手法検討の一助としての参考で、その数値のみをもって事業手法等を決定するものではなく、本市の計算では両者は拮抗し、ライフサイクルコストでは大差は無く、これら市の決定が違法・不当でないことは明らかである。

3) 「【C-3】原則公共下水道に立脚しない判断基準の違法性」について

国土交通省、農林水産省、環境省の3省による人口減少・低成長時代における汚水処理のあり方検討の「中間取りまとめ」からわかるように、生活排水等の汚水の処理は、公衆衛生・生活環境の向上、水環境の改善を図るために必要不可欠で、国として取り組む重要な政策課題とし、未整備地域における効率的な整備のあり方について、都道府県構想の徹底した見直し、従来下水道一辺倒の構想から地域特性に合わせた浄化槽等の導入を積極的に検討するよう進めるものである。また、下水道であれば下流側から順番に上流ほど遅くなるが、浄化槽事業が開始されれば、希望される方に速やかに対応し、水洗化を実現するもので、請求人が述べている「欺瞞に満ちた」とは根拠がなく、公共下水道を政策の優位とする解釈に誤りがあることは明白である。

少しでも早く水洗化と公共水域の水質改善を図ることで、より良い住環境を整えることは行政の責任である。

4) 「【C-4】住民等の協力が得られない中の行政裁量を著しく逸脱・濫用する違法性」について

上記1)～3)のとおり、実施要綱の採択要件を満たし、かつ本市実績に基づくコスト計算であり、また国の考え方に沿ったものであること。

【B-2】の平成19年12月市議会での発言は、本件地区の地域において浄化槽事業をやっ
ていきたい意向を説明したもので、同市議会全員協議会においても、その方向で住民アンケート調査を実施する旨を説明した。

【B-3】の市職員発言については、そのような提案を積極的に行ったとは考えにくく、市長による説明会においても、市長自ら同様の旨を説明している。また、各町会での説明会を経て行ったアンケート調査結果について、50%の回収率は質問の回答傾向を判断するには十分でさらに約半数の賛同が得られた結果から、事業開始後に個々に具体的説明を行うことで事業推進することは十分可能であると判断した。その後住民意向の調査はやっていない。

これらを踏まえ、市の施策として地域の水質改善に取り組む必要があることから、平成 20 年 11 月、本件地区を浄化槽で処理する区域とする内部的な意志決定を行った。

【B-4】の基本計画改訂素案にかかる説明会を各町会で開催したが、伏見堂町会を除き反対意見は大勢を占めるものでなく、概ね良好に受け入れられたもので、「市が極めて一方的かつ強引な方針に驚愕し、市に対する不信感を募らせた」とは請求人の個人的感情であり、多くの住民の感情ではない。

【B-5】の説明会においては、質問の大半は市長自らが回答し質疑時間も設けたもので、「強行に地元住民に押しつけるもの」「真摯に応えなかった」は事実でないことは明らかである。

なお、実施要綱の「住民等の協力体制」とは、個人敷地に設置する浄化槽の維持管理については当該住民の協力が必要であるという事実を指しており、本件事業の区域決定の要件としての「住民の合意」の根拠ではない。また、浄化槽処理水の放流先確保についても、環境省(当時の厚生労働省)の通知より、合併処理浄化槽の放流に関して不合理な放流同意の解消に努められたいとし、水利組合等に同意を求めることを厳に慎むよう求められている。

平成 21 年 9 月に請求人らが市議会に提出した請願は、一部「基本計画において市が浄化槽事業区域の決定を延期すること」は却下とし、引き続き地域住民への説明会等設ける部分を採用した。

市としては、この請願採択の趣旨を踏まえ、地区町会で構成された協議会と度重なる協議を行った。しかしながら、市と請求人らとの長引く協議を待ちきれずに、自らの費用で浄化槽の設置に踏み切られるケースも発生し、市としてこれ以上事業開始を遅延させることは、水洗化を待っておられる住民に、更なる我慢を強いることになること。さらに、平成 23 年 4 月の市長選挙において、市長が浄化槽事業の推進を公約として再選されたことを受け、本事業の平成 24 年度開始を決定したものである。

また、事業決定に関する予算手続き等についても、市議会への事前の方針表明の上、関連予算の議会議決を経て行ったもので、本件決定について本件地区住民を屈服させる行為でないこと及び著しく合理性を欠く裁量権乱用の違法行為ではないことは明らかである。

5) 「【C-5】浄化槽整備による不利益な取り扱いによる違憲性」

大阪府は、平成 8 年には本市を生活排水対策重点地域に指定し、これまでの下水道事業に加えて浄化槽市町村整備推進事業の導入を示したことを受け、本市では、市全域の生活排水処理促進のため新基本計画を策定した上、公共下水道と市設置型浄化槽を併用した推進を示し、平成 17 年度より東条地区等において第一期となる市設置型浄化槽整備事業を開始し、地域住民からは好評を得ている。

浄化槽により「相当程度の負担を強いられる」、「不利益な取り扱いを行うことに他ならない」との主張に関しては、生活における通常的环境への配慮の域を逸脱するものではなく、浄化槽を公的管理する市設置型浄化槽整備推進事業は、水洗化による住民の生活環境の向上や、公共水域における水環境の改善など自然環境の向上に資するもので、公共福祉の充実に広く貢献するものであることから不利益な取り扱いに該当しないことは明らかで、違法の点もなく、差別などにも到底値しないもので、法の下での平等を定めた憲法には抵触するものではない。

3. 事実証明書の要旨中「【D】本件処分の重大な違法性・違憲性」に関する意見

条例に基づき、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域を決定した行為は、財務会計法規上の行為ではない。住民監査請求において主張できる違法事由は当該財務事項自体に存在する財務会計法規上の違反のほか、財務事項と事実上直接的な関係に立つ非財務会計上の行為に重大明白な法令違反がある、あるいは著しく合理性を欠く裁量権乱用の違法行為であって、予算執行の適性確保の見地から看過できない瑕疵がある場合に限られる。

上記記載のように、この区域決定は、長期にわたって請求人らと協議の上、平成 23 年 12 月の富田林市議会において、その関連予算の可決を経て実行したもので、市長の裁量権を違法に逸脱したものではないことは明らかである。

この行為が重大明白な法令違反、あるいは著しく合理性に欠き、裁量権濫用の違法行為に該当しないことは明らかであり、請求人による本件住民監査請求は棄却するよう求める。

第3 監査の結果

〔1〕 事実関係

(1) 財務会計行為について

1. 審査委員の委員報酬及び費用弁償支出

- ・本件事業PFI事業者選定審査委員会は、平成24年1月13日に設置されている。
- ・平成24年2月14日開催の本件事業PFI事業者選定審査委員会は、5人の委員が出席し、委員報酬35,000円、費用弁償31,920円を平成24年2月28日に支出負担行為兼支出命令により支出されている。
- ・平成24年3月29日開催の本件事業PFI事業者選定審査委員会は、5人の委員が出席し、委員報酬35,000円、費用弁償31,920円を平成24年4月18日に支出負担行為兼支出命令により支出されている。

2. 本件事業の浄化槽施設購入費について

本件事業の浄化槽施設購入費は、合併浄化槽5人槽1基を平成24年2月3日契約、平成24年3月15日工事完了、平成24年3月29日支出負担行為、平成24年4月18日1,001,700円支出されている。

(2) 本件決定について

1. 「本件決定および第二期本件事業」について（事実証明書の要旨【B-5】関係）

市長は、伏見堂、横山、嬉の全部について、条例第3条第1項の規定より、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域を定め、平成24年1月27日同条第2項の規定により公示した。

市は、同年3月1日PFI法第5条第3項の規定より、平成24年10月から浄化槽整備区域を本件地区に拡大して、第二期本件事業として平成35年3月までの事業期間で浄化槽を整備することとする実施方針を公表した。また、同年4月16日PFI法第6条の規定により、第二期本件事業をPFI事業者による特定事業と選定し、同年5月25日第二期本件事業に関する総合評価一般競争入札の実施について告示した。

2. 「本件決定に至る経緯」について

(1) 第一期本件事業について（事実証明書の要旨【B-1】関係）

平成15年大阪府が策定した「大阪府生活排水処理実施計画」を受け、市は、平成16年3月策定した「新富田林市生活排水対策基本計画」に基づき、平成17年以降、公共下水道による整備に加え、地域の特性を考慮した市設置型合併処理浄化槽による整備を市東条地区等で実施する第一期本件事業を進めてきた。この当初計画においては、本件地区は公共下水道による整備がコスト的に有利な地区としている。

(2) 市発言と住民説明等について（事実証明書の要旨【B-2】～【B-5】関係）

(市議会での発言等1)

平成19年12月市議会において、市長は「(前略)・・・ご提案をいただいております「伏見堂、横山、嬉地区」のPFI方式による市設置型浄化槽整備事業導入につきましては、大阪府域版コスト計算モデルに基づく費用対効果におきましては、下水道と浄化槽の優位差はほとんどなく、また、国庫補助採択基準であります一定のまとまった集落であり、継続的な事

業実施が可能である地域でありますことから、早期の生活排水対策の推進のために市設置型浄化槽整備推進事業を導入することも考慮すべきであると考えております。・・(中略)・・
まず地元の方々に生活排水対策における整備手法についてのご意見をお伺いし、その結果、地元の方々の総意として浄化槽事業に賛同していただけるのであれば、PFI手法による市設置型浄化槽整備推進事業導入に向けての総合的な検討に入りたいと考えております。」と答弁した。

(住民説明・アンケート調査)

翌年の平成20年2月29日、市は伏見堂町会住民に対し生活排水対策に関するアンケート調査にかかる説明会を実施した。その後、同年5月～6月に他の6町会にも説明会を実施した後、伏見堂町会を除く6町会住民にアンケート調査を実施した。アンケートの回収率は46.9%で、その結果、浄化槽による整備に「賛成する」が47.70%、「賛成しない」が29.71%、「わからない」が20.92%であった。

平成21年5月～6月、市は本件地区が浄化槽による整備がコスト的に有利な地区とした「新富田林市生活排水対策基本計画(第1次改訂)素案」について、各町会において説明会を実施した。

平成21年11月以降については、市は本件地区7町会で組織する「彼方上地区まちづくり協議会」を通じて協議した。(同役員会、同ワークショップをも含めて平成24年3月まで13回協議会を開催した。)

平成23年11月3日、市は本件地区の住民に対する市長による説明会を実施した。

(市議会での発言等2)

平成22年3月市議会において、彼方上地区7町会から平成21年9月市議会に提出されていた新富田林市生活排水対策基本計画に関する請願書は、「基本計画において市が浄化槽事業区域の決定を延期すること」部分は却下とし、引き続き地域住民への説明会等設ける旨部分を採用する一部採用となった。

平成23年4月及び平成19年4月の市長選挙において、市長はマニフェストに「公共下水道と浄化槽事業の推進により生活排水処理100%の早期実現」を掲げていた。

平成23年6月、市議会において、市長は「(前略)・・一日でも早く生活排水処理100%が実現できるよう、また住民の皆さんに、よりよい暮らしをより早く手にいれていただけるよう、遅くとも平成24年度には浄化槽整備推進事業を開始できるよう、今後、事業実施に向けた諸手続を進めていく予定でございます。」と答弁した。

3. 「本件決定の違法性・違憲性」について

(1) 実施要綱の要件について (事実証明書の要旨【C-1】関係)

実施要綱における採択要件については、第3(1)のア.(ウ)に規定する生活排水対策重点地域に本市は指定されており、環境大臣が認める本市汚水衛生処理率が85%未満であって第一期本件事業時に認定を受けている。

(2) コスト比較の算定方法について (事実証明書の要旨【C-2】関係)

都道府県構想策定マニュアルや大阪府域版コスト計算モデルにおいて、それぞれ、可能な限り地域の実情に応じた数値・条件設定を行うことが望ましいことや市町村独自の基本諸元値を把握し計算手法を妨げるものではないことや、これらマニュアル・モデルは検討の手引きや目安として活用されたい旨が示されている。

(3) 公共下水道整備と浄化槽整備の優位性について (事実証明書の要旨【C-3】関係)

下水道法の目的は、同法第1条「(前略)・・下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」とし、浄化槽法の目的は、同法第1条「(前略)・・公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」と示されている。

監査対象部局が示した国3省による「中間取りまとめ」では、生活排水等の汚水の処理は、公衆衛生・生活環境の向上、水環境の改善を図るために必要不可欠で、国として取り組む重要な政策課題とし、「未整備地域における効率的な整備のあり方について」、効率的な早期整備の推進と都道府県構想の徹底した見直し、「汚水処理のクレードアップによる水環境保全への一層の貢献」として、市町村設置型浄化槽の推進により公的関与を強める方向や単独浄化槽の解消など示されている。

(4) 「住民等の協力等」について (事実証明書の要旨【C-4】関係)

実施要綱第3(4)の事業の要件の力は、「設置後の浄化槽及び変則浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。」と示されている。

また、昭和63年10月27日の厚生省通知「いわゆる「放流同意問題」について」において、「合併処理浄化槽については、一般に処理性能も良く、し尿に加えて生活雑排水の適正処理も行うことから、「放流同意書」の添付を一律に求めることは、違法の疑いが強いこと。」「地域住民の慣習として「放流同意」が存在する場合は、浄化槽に対する正しい理解、知識の普及を図り、不合理な「放流同意」の解消に努められたいこと。」と示されている。

(5) 公共下水道と浄化槽の環境基準等について (事実証明書の要旨【C-5】関係)

(大阪府における河川の水質等にかかる環境保全目標)

- ・健康項目として、カドミウムや鉛等の重金属やシアン、ダイオキシン等28項目
- ・生活環境項目として、水域類型ごとにBODや水素イオン濃度(pH)などの5項目
(BODは、類型B[石川]:3mg/L、類型C[佐備川]:5mg/L以下など):国基準

*以上の項目にはいずれも、リン、窒素は含まれていない。

(大阪府における下水道水みらいセンターの排出基準)

- ・BODは、160mg/L(日間平均20mg/L)以下:府独自基準
- ・T-N(全窒素)は、120mg/L(日間平均60mg/L)以下:国基準
- ・T-P(全リン)は、16mg/L(日間平均8mg/L)以下:国基準

(浄化槽法施行規則に規定する浄化槽からの放流水の水質基準)

- ・BODは、20mg/L以下

〔2〕 判断

（1）財務会計行為について

1. 住民監査請求の対象につき地方自治法第 242 条第 1 項は、公金の支出・契約の締結等財務会計上の行為に限っている。このことは、住民監査請求の制度が、地方公共団体の行政一般の違法を是正するためのものではなく、財務会計行為に違法又は不当な事実が存在すれば、究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害することから、その適正な運営を住民自身が監視するためのものとして位置づけられていることによるものと考えられる。
2. 本件で請求人が主張しているのは、財務会計行為自体の違法性ではなく、合併処理浄化槽の採用という事業内容の決定に裁量権濫用の違法又は憲法第 14 条の違反があるということである。したがって、住民監査請求の対象を財務会計法規に直接違反する場合に限定すると、本件のような非財務会計行為に属する問題はそもそも住民監査請求の対象とならないことになる。

しかしこのように限定的に考えることは、地方公共団体の行為のほとんどが何らかの費用支出を伴うことを考慮すると、住民が地方財務行政の適正な運営を確保する機会を著しく狭めることになり妥当ではない。

財務会計上の行為自体を見れば、会計法規に違反することがなくても、財務会計行為の原因行為が違法な場合にも、住民自身の手によって財務会計行為の違法を是正するという住民監査請求制度の目的に照らすと、財務会計行為とその原因行為を一体として評価すべき場合があることを認める必要があることは否定できない。

したがって請求人が、本件監査請求の実質的な争点として汚水処理方法の決定という非財務的な行為の適否を主張しているとしても、そのことを理由に住民監査請求の対象にならないとすべきではない。

なお、本件決定に係る財務会計行為自体は適法に処理されている。

3. 他方で、何らかの公金の支出を伴わない行政上の行為はほとんど存在せず、公金支出の背後にある非財務会計行為の違法を理由に公金の支出を違法であると主張することによって原因行為の違法を争うことを無限定に認めると、住民監査請求の対象を財務会計行為に限った法の趣旨を逸脱することになる。そのため、原因行為の違法を住民監査請求の対象とすることは認めるとしても、住民監査請求制度の趣旨に照らすと、原因行為の違法を理由として財務会計行為が違法と判断されるためには、原因行為に重大明白な違法がある場合や著しい裁量権濫用の違法があつて、原因行為の違法が財務会計行為の適正な運営の観点から看過できないと判断されるような直接的な関係が認められることが必要であると解すべきである。

（2）本件決定の違法性について

1. 本件決定と関係条例等について

本市が本件地区を浄化槽により汚水の処理を行う区域と定めることを決定した直接の根拠規定は、「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」であり、同条例は処理区域について、第 3 条において、「下水道法第 4 条第 1 項に規定する事業計画の区域外であつて、別に市長が定める区域とする」と規定しているに過ぎず、本件決定が形式的に見て、本条例に違反しているとは考えられない。

また、浄化槽事業は環境省の浄化槽市町村整備推進事業として実施されており、その採択にあたっては実施要綱の要件を満たす必要があるが、同要綱は第3条において事業の対象となる地域について定めており、請求人は本件地区はこの要件を満たさないと主張しているのであるが、本件の対象となっている事業は第二期浄化槽事業であり、第一期浄化槽事業が同要綱第3条(1)ア(ウ)の要件を満たすものとして実施されていることから、同要綱第3条(1)ア(サ)に規定されている「既に事業を実施している地域」として、その要件を満たしているもの解される。

2. 市長の裁量権について

請求人は、本件地区を浄化槽により汚水の処理を行う区域と定めることが、形式的に条例等に違反していないとしても、市長による本件決定は、行政裁量の範囲を逸脱ないし著しく濫用したものであって違法・無効であると主張しているため、この点につき検討する。平成15年3月に策定された大阪府の「大阪府生活排水処理実施計画」によると、「下水道や合併処理浄化槽など、それぞれの生活排水処理施設の効果や経済性などを検討して地域の实情に最も適した整備方法を選択し、各整備方策による区域を明確にして、効率的かつ計画的な整備を行うことを基本的な考えとしています。また、平成12年度から浄化槽市町村整備推進事業の補助採択基準が緩和されて府域での事業導入が可能となったことにより、生活排水処理施設の整備手法の選択肢が拡大されたことを踏まえて」本計画を策定したとされている。その上で、生活排水処理施設が未整備である地域において、下水道や合併処理浄化槽等の方策を、市町村において、地域の特性に則して、経済性やそれ以外の要因も検討して整備を進めることを求めている。

また、市が条例に基づき本件地区を浄化槽による処理区域と定めた後ではあるが、平成24年4月4日に作成された国の「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」中間取りまとめにおいては、生活排水等の汚水の処理は、公衆衛生・生活環境を向上させ、水環境の改善を図るために必要不可欠であるとして、汚水処理施設の効率的な早期整備を求め、市町村設置型の浄化槽の推進の検討を提案している。

このような国や府の動向を見ると、生活排水処理の重要性に鑑み、早期にその整備を行うために、整備手法について特に限定を加えることなく、市長に対して広範な行政裁量権が付与されているものと考えられる。

したがって、本件地区を浄化槽により汚水処理を行う区域と定めた市長の判断については、不当の評価はあるとしても、著しく合理性を欠いている場合でなければ、裁量権の逸脱として違法性を帯びることはないというべきである。

3. 公共下水道を原則とする見解について

請求人が、本件地区を浄化槽により汚水の処理を行う区域と定めた決定を違法と主張している背景には、生活排水の処理には公共下水道が原則であり、浄化槽はその補完に過ぎないという考え方が存在している。

確かにこれまでの生活排水処理が公共下水道の整備を中心に行われていた事は事実であるが、今日の合併処理浄化槽の処理能力は公共下水道と比べて遜色のない程度になっていると考えられており、また、市が設置や維持管理について責任を負うこともあって、2つの処理システムを主従の関係でとらえるのは適切ではなく、それぞれの特徴を活かした整備が求められているのであり、いずれの方法を採用するかは政策判断の問題というべきである。

4. コスト比較について

請求人は、市長の本件地区を浄化槽による生活排水の処理区域と定めた判断が裁量権を逸脱した違法なものであると主張する重要な根拠として、本件地区の生活排水処理を公共下水道で行う場合と浄化槽で行う場合のコスト比較を、国や大阪府の策定したマニュアルにしたがって行った結果、公共下水道の方が圧倒的に有利であることを挙げている。これに対して、市が本件地区の実情に応じてコストを算定したとする結果によると、どちらの処理方法も年間のコストは拮抗しており、浄化槽の方が僅かに有利であるということである。

2つの生活排水の処理方法のいずれを採用するかにあたり、コスト比較が重要なウェイトを占めることは間違いなく、合理的な理由も無しに、より経費を要する方法を選択するのは問題である。そして、請求人によるコストの算定方法は、公的なマニュアルに沿って行われており、その主張には一定の理由があることも事実である。

しかし、コスト比較において重要なのは、現実に必要な経費であり、マニュアルは一つの指針にしか過ぎず、これを絶対的なものとすることは出来ず、マニュアルにおいても地域の実情に応じた計算を行うことが認められているのであり、市が特に浄化槽に要するコストを低く見積もらなければならない理由も考えられず、これらを考慮すると、2つの処理方法に、少なくとも請求人が主張するほどのコストの差があるとは考え難い。

一般的に、公共下水道と合併浄化槽とのコスト比較については、諸説があり、公共下水道は設置に多大な費用を要するという面があることも、現実の政策判断の上では無視できないものがあると思われる。

また、生活排水の整備方策の選択にあたっては、経済性以外の要因も重要であり、本件においては、コスト比較のみを理由として、本件地区を浄化槽の処理区域と定めた判断が裁量権を逸脱して違法とまで言えないことは明らかである。

5. 本件決定の経緯について

請求人は、本件決定に至る経緯について、本件地区住民の意思確認が不十分なままに、平成21年5月に、本件地区を浄化槽の処理区域とすることを内容とする素案が策定され、その後、本件地区住民が公共下水道による整備を強く要求して、市と協議を行ったが平行線を辿り、平成23年11月3日に市長も参加した説明会を経て、平成24年2月に本件決定が定められた過程は一方的であり、現在も本件地区住民の合意が得られていないので、本件決定は、住民の協力体制を要件とした浄化槽市町村整備推進事業の趣旨に反した裁量権の逸脱であると主張している。

平成17年の第一期本件事業に際して、本件地区は公共下水道による整備を基本とされており、その後、平成21年5月に本件地区を対象区域とする素案が策定されるまでの経緯において、アンケート調査の実施や説明会は開催されたものの、その後の地区住民との協議会において多くの住民から強硬な反対意見が出されている事実をみると、市において、必ずしも本件地区住民の理解が得られるような努力が十分になされたとは言えない。

生活排水の処理は、本来地区住民の生活環境を向上させるものであり、公衆衛生の向上や水環境の改善という公共的側面もあり、市が住民の総意が得られないとしても事業・施策の決定を行うことがやむを得ない場合もあるが、既に東条地区において実施されているとはいえ、市設置型合併処理浄化槽による生活排水の処理方法が住民に十分に理解されているとは言えない状況では、浄化槽による処理を決定する以前に、もう少し丁寧な対応がなされるべ

きであったことは否定できない。

しかしこのような不十分と思える対応はあったものの、浄化槽による生活排水の処理は、生活排水処理事業において、今後より一層の推進が図られるべき重要な部分を占めており、市が内部の協議を経て本件地区に対してこの方法の採用を決定したことは、それ自体非難されることではない。

また素案の策定後ではあるが、本件地区住民の協議会に市の担当者が出席して、何度も説明を行っており、本件地区住民の一部に強い不満が継続していることは理解できるものの、このような経緯を理由として、本件決定が、裁量権を逸脱した違法なものとなるとまでは考えられない。

なお、生活排水処理の実施にあたっては、住民の理解と協力が不可欠であり、今後も市と地区住民との間で、建設的な協議が行われることが望まれる。

6. 憲法違反の主張について

なお請求人は、本件処分が、合理的な理由なしに、本件地区住民を公共下水道により整備される他の地区住民との関係で不当に差別的な不利益な取り扱いを行うもので憲法 14 条の法の下での平等に違反すると主張している。

しかし、浄化槽による生活排水の処理は、公的にも認められた処理事業であり、本件決定が、そもそも差別的な取り扱いということは出来ないから、このような請求人の主張は全く理由がない。

7. まとめ

以上のとおりであり、市長による本件決定は、公共下水道とのコスト比較において微妙な面があり、また、決定の経緯において住民に対する説明の不十分さがあって、現在も本件地区住民の中に不当と感じる人が少なからず存在するという問題があることは否定できないものの、生活排水処理を早期に実現するという目的に沿ったものであり、請求人が主張するあらゆる事情を考慮しても、著しく合理性を欠いているとは到底考えられず、したがって裁量権を逸脱したものとは言えない。

また前述のとおり、住民監査請求において、本件のような非財務会計行為である原因行為の違法を理由に財務会計行為が違法とされるためには、財務会計行為の適正な運営の観点から看過できないと判断されるような重大明白な違法や著しい裁量権濫用の違法が存在することが必要であると解されるが、本件がそのような場合に該当しないことは明らかである。

よって、請求人による本件住民監査請求は、いずれも理由がない。

甲1	新富田林市生活排水対策基本計画(2次改訂)
甲2	合併処理浄化槽〔写し〕
甲3	読売新聞〔写し〕
甲4	浄化槽市町村整備推進事業〔写し〕
甲5の1	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱〔写し〕
甲5の2	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取り扱いについて〔写し〕
甲6	富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例〔写し〕
甲7	新富田林市生活排水対策基本計画〔写し〕
甲8の2	富田林市浄化槽整備推進事業に関する特定事業の選定〔写し〕
甲9	平成16年9月建設産業常任委員会(第3回)議事録(抄)〔写し〕
甲10	平成19年12月定例会(第4回)議事録(抄)〔写し〕
甲11	平成15年6月定例会(第2回)議事録(抄)〔写し〕
甲12の1	公共下水道計画についての説明会〔写し〕
甲12の2	新富田林市生活排水対策基本計画(2次改訂)
甲13	公共下水道敷設の要請について〔写し〕
甲14	伏見堂横山嬉地区における生活排水対策に関する調査報告書〔写し〕
甲15	新富田林市生活排水対策基本計画(改訂)素案〔写し〕
甲16の1	生活排水対策に関する説明会について(ご案内)〔写し〕
甲16の2	生活排水対策基本計画とは〔写し〕
甲17	新富田林市生活排水対策基本計画に関する請願書〔写し〕
甲18	新富田林市生活排水対策基本計画(改訂)〔写し〕
甲19の1	まちづくりと生活排水問題協議会中間報告書〔写し〕
甲19の2	第6回彼方上地区まちづくり協議会(役員会)の質問事項について〔写し〕
甲19の3	第7回彼方上地区まちづくり協議会の質問事項について〔写し〕
甲20の1	議事録概要《生活排水専門部会》平成22年12月16日)〔写し〕
甲20の2	議事録概要《生活排水専門部会》(平成23年1月22日)〔写し〕
甲21	平成21年9月定例会(第3回)議事録(抄)〔写し〕
甲22	平成22年3月定例会(第1回)議事録(抄)〔写し〕
甲23の1	伏見堂、横山、嬉地区における生活排水処理推進の説明会について〔写し〕
甲23の2	伏見堂、横山、嬉地区における合併浄化槽整備事業の開始について(お知らせ)〔写し〕
甲24	要望書〔写し〕
甲25	平成23年11月25日付け要望について〔写し〕
甲26の1	平成23年12月定例会(第4回)議事録(抄)〔写し〕
甲26の2	平成23年12月定例会(第4回)議事録(抄)〔写し〕
甲26の3	平成23年12月定例会(第4回)議事録(抄)〔写し〕
甲27の1	第二期富田林市浄化槽整備推進事業に関する実施方針〔写し〕
甲27の2	第二期富田林市浄化槽整備推進事業に関する特定事業の選定〔写し〕
甲28	汚水処理施設の効率的な整備の推進について〔写し〕
甲29	生活排水処理施設整備計画策定マニュアル〔写し〕
甲30	効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)〔写し〕
甲31	大阪府域版コスト計算モデル〔写し〕
甲32	流域下水道の概要〔写し〕
甲33	平成17年11月行政改革特別委員会議事録(抄)〔写し〕
甲34	合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について〔写し〕
甲35の1	入札公告〔写し〕
甲35の2	入札説明書〔写し〕
甲35の3	業務要求水準書〔写し〕
甲35の4	提案書作成要領〔写し〕
甲35の5	事業者選定審査要件書〔写し〕
甲35の6	条件規定書〔写し〕
甲35の7	様式集〔写し〕
甲36	写真